

2020年度（令和2年度） 広瀬中学校の決まり

第1章 総則 目的

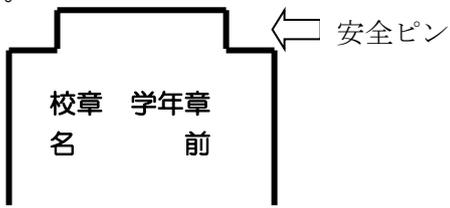
この規定はすべての生徒が安心、安全に学校生活をおくるために広瀬中学校の生徒が考え、定めたものである。

第2章 学校生活

第1条 服装は次のとおりとする。

	内 容	期 間
タ イ プ A	夏：白色カッターシャツ・黒色長ズボン ベルト	6/1～ 9/30
	冬：黒色詰襟・黒色長ズボン・ベルト （学生服の下はカッターシャツ）	10/1～ 5/31
タ イ プ B	夏：白色ブラウス・腰スカート・紺色ポータイ	6/1～ 9/30
	冬：セーラー服 （白タイ）	10/1～ 5/31
	※スカート丈は、自然に立った状態でひざがかくれる長さから、ひざ下10cm以内の範囲とする。	

- * 上に示した期間は、その年の気候状態や本人の体調・保護者からの要望等によって変更することがある。
- 1 ベルトは華美ではないものとする。
 - 2 ソックスの色は、華美でないものとする。ただし、入学式、卒業式など儀式的行事では白とする。
 - 3 冬服の時、学生服・セーラー服の下にセーター（黒・紺・白などの無地のもの）を着てもよい。スカートの下にタイツ・レギンスなどの着用も可とする。（黒・紺・白などの無地のもの）
 - 4 手首、足首にミサンガやヘアゴムなどの装飾品をつけない。
 - 5 カッターシャツ、ブラウスの下は目立たないシャツを着用する
 - 6 男女、夏冬とも、ネーム・校章・学年章をつける。



第2条 清潔で活動しやすい髪型を基本とする

例

前髪は目に入らない
横は耳にかからない。
後ろは、襟にかからない程度。
肩にかかる場合、ゴムで束ねる。
（ゴムは華美ではないもの）

第3条 鞄は、華美ではないものとする

*装飾品をつける際、理由をはっきり答えられること。

第4条 外履き、上履きは、活動のしやすいものとする。（区別のため、上履きには青色の靴紐を使用する）

第5条 学校生活に必要なでないものは持ってこない。

第6条 保護者から学校へ提出する納金等以外の金銭は持ってこない。

第7条 携帯電話、スマートフォンは持参禁止。

*紛失した場合、学校は責任を取らない。警察と連携する。（金銭なども同様の処置をとる）

第8条 遅刻、早退、欠席の時は、必ず、保護者に学校へ連絡してもらう。

第9条 登校後は、学校長の許可なく校外に出てはいけない。

第10条 自転車通学を希望する者は、許可願を学校に提出する。

※道路交通法を遵守すること。

第3章 特別指導に関すること

第1条 法令を順守する。

第2条 学校内外を問わず、法令を違反した場合、特別指導を行う。別室での個別指導。

目的：自己の行為をふり返り、反省を促し、問題行動等の再発防止を目的とする。

附則

この規程は2020年（令和2年）4月1日に一部を改正し、同日より施行する